

○文部科学省告示第五十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の四、第七十四条の四、別表第二の二備考第三号及び別表第二の三備考第三号の規定に基づき、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

文部科学大臣 馳 浩

中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件

1 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における小中一貫教育（小学校における教育及び中学校における教育を一貫して施す教育をいう。）において特色ある教育課程を編成することができるように取り扱うものとする。

一 中学校連携型小学校において、学校教育法施行規則別表第二の二備考第三号の規定により各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「小学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該小学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

二 小学校連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第二の三備考第三号の規定により各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「中学校教科等」という。）の授業時数を減

ずる場合は、その減ずる時数を当該中学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

2 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校における教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとする。

一 九年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。

二 学校教育法施行規則第五十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（次号において「内容事項」という。）が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。

三 内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程全体を通じて適切に確保されていること。

四 児童又は生徒の発達の段階並びに小学校教科等又は中学校教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系的に配慮がなされていること。

五 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

六 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなさ

れていること。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。